

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成31年4月5日（平成31年（行情）諮問第266号）

答申日：令和2年1月24日（令和元年度（行情）答申第478号）

事件名：雇用保険の基本手当の受給資格に関して法人の代表者に係る実務上の取扱いが分かる文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別表の1欄に掲げる文書1及び文書2（以下「本件対象文書1」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定について、諮問庁が別表同欄に掲げる文書3及び文書4（以下「本件対象文書2」といい、本件対象文書1と併せて「本件対象文書」という。）を追加して特定し、その一部を不開示とすべきとしていることについては、別表の5欄に掲げる部分を開示すべきであり、別紙の2に掲げる文書を特定し、更に本件請求文書に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年9月27日付け京労発安0927第1号により京都労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、文書の特定及び開示請求手数料の妥当性並びに不開示部分の開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

文書の特定、不開示部分及び開示請求手数料の3点について不服があり、変更を求める。

ア 文書の特定について

本件開示請求に対し、原処分において本件対象文書1が特定されたが、京都労働局あるいは配下のハローワークは、厚生労働省本省から配布された疑義解釈集、過去の労働保険審査会裁決、判例等々の本件請求文書に該当する文書を複数保有しているようである。原処分にお

いて特定されなかったそれらの文書の開示を求める。

なお、本件開示請求書（別紙の1）に記載した“例2）京都労働局雇用保険審査官が作成した決定書”については、処分庁による補正依頼に対する回答（2018年9月9日付け）にて例1や例2に該当する文書の特定を督促するも、何ら返答のないまま本件開示決定がなされました。その後、再度の開示請求を行ったところ、「平成24年特定番号」が開示されていて、遺憾です。

イ 不開示部分について

本件対象文書1の3頁及び4頁の不開示部分は、法5条5号に該当しないと考えられるため、開示を求める。

原処分における不開示理由には、「京都労働局からの事前協議案の内容及び国の機関等の見解が記載されており」とあるが、当該不開示部分に記載されている内容は、本件対象文書1の1頁及び2頁の記載から、特定条件に該当する者の雇用保険の受給資格決定に関する具体的な案件に関する疑義照会と回答と考えられる。

このような具体的な案件に関する疑義回答は、失業手当の受給資格決定のために来所した者の受給資格の有無を決定する根拠となるものであって、個々の案件についての疑義照会は各々の回答をもって完結しているため、未成熟な情報、事実関係の確認が不十分な情報等とは到底言えない。これらの情報を公にしても、買い占めや売り惜しみ等により不当に国民の間に混乱が生じたり、投機の助長等により特定の者に不当に利益または不利益を及ぼすとは考え難いし、公にすることにより、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれなどがあるとも考え難い。

よって、不開示部分は法5条5号に該当しないため、開示を求める。

ウ 開示請求手数料について

本件開示決定1件のために、開示請求手数料として400円を徴収された。開示決定1件ならば手数料は200円なので、余分な200円の返還を求める。

本件開示決定通知書には、本件対象文書1を構成する2つの文書が記載されているが、そのうち文書2は文書1に係る文書であり、相互に関連を有する文書として1件の文書とみなされるべきである。

もしも開示決定が2件であるならば開示決定通知書は2通作成されるはずのところ、1通しか作成されていないことから、開示決定は1件の文書について行われたと推定される。

(2) 意見書1

ア 開示請求手数料について

理由説明書（下記第3の3（3））には「それぞれ別の行政文書フ

ファイルとして保存されているため、2件として特定された」と記載されていますが、1つの行政文書ファイルにまとめられた行政文書でなくても「相互に密接な関連を有する複数の行政文書」であれば、1件として扱われるべきです。厚生労働省が公開している「開示請求書の記載事項に関する判断基準（法4条関係）（別添3）」にもそのように記載されています。

文書1と文書2の関係について、理由説明書の別表によれば、文書1は1頁で文書2は2頁ないし4頁とあり、文書1の事務連絡の本文をみると、「標記のことについて、（中略）、別添（平成30年3月15日付け事務連絡）のとおり通知がありましたので」とあり、文書2を別添して参照していることが分かります。文書1とそれに別添された文書2は「相互に密接な関連を有する」と言えると思います。

平成30年9月7日付けの補正依頼書（京労発総0907第2号）では、開示請求手数料を200円と記載しています。本件開示請求は電子申請システムにより行ったため、文書が特定されて開示請求手数料が確定したところで、その納付を求める補正依頼書が作成される順番です。京都労働局の職員は開示対象文書をまとめて1件と認識していたから、このような補正依頼（手数料＝200円）になったのではないのでしょうか。

ところで、理由説明書の別表には、文書1は1頁で文書2は2頁ないし4頁と記載されていますが、本件開示決定通知書の3（1）では、文書1と文書2は各々2枚と記載されています。開示された文書は計4枚で、1頁と2頁が事務連絡で、3頁と4頁が疑義照会票です。文書2の名称は「事務連絡に係る協議文書」となっていることから、理由説明書の記載は間違いで、文書2は3頁と4頁の2枚なのではないかと思われます。いずれにしても、この疑義照会票は本件対象文書1の1頁と2頁の事務連絡の要請に応じて作成されたものであり、「相互に密接な関連を有する」と言えると思いますので、余分な手数料（200円分）を返還して頂けますようお願います。

イ 文書の特定について

新たに特定された文書として文書3及び文書4が追加されましたが、理由説明書（下記第3の3（1））に記載されている文書の名称は、本件開示請求書等に記載した文言そのままであり、実際にどのような文書が特定されたのか不明です。行政文書として正式な件名、日付、文書番号等を記載して、特定された文書を明確にして頂けますように願います。

文書3について、理由説明書の別表には「5～48頁」（44頁分）と記載されていますが、別件開示請求で既に開示を受けた文書「平成

24年特定番号」は100頁以上あり、不整合があります。また別途労働局の職員から、京都労働局雇用保険審査官が作成した決定書は複数あるとの教示があり、諮問庁の説明と整合しません。理由説明書の記載に間違いはないか確認して頂けますよう願います。

本件対象文書1の1頁には「本省雇用保険課給付係長のメールには」として、同2頁の平成30年3月15日付け事務連絡に係る指示事項が引用されています。この係長のメールも本件請求文書に該当する文書と考えられるので、その特定と開示をして頂けますよう願います。

(中略) そもそも当初2回の開示請求では平成24年特定番号の決定書も疑義解釈集も開示されず、3度目の開示請求で同決定書が開示されて疑義解釈集が存在することが判明し、本件審査請求を行ったところ、今回の理由説明書で文書4が追加して特定されたという経緯から、本省は意図的に文書隠蔽を指示していたのではないかとさえ疑われてしまい、とても残念に思っています。

ウ 不開示部分について

文書2の不開示部分(3頁及び4頁)について不服とする理由を具体的に審査請求書に記載しましたが、理由説明書にはその点についての言及がないばかりか、理由説明書(下記第3の3(2)ウ)の記載は、原処分における不開示理由の説明よりもデグレードしていて、公にすることにより不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとする理由について何ら説明がなされていません。文書2の3頁及び4頁は疑義照会票であり、疑義照会した案件の処分は、本省回答を受けて実施されたと考えられます。公にすると「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」があるような本省回答が国民の処分の根拠となっているとは考え難く、本当だとしたら恐ろしいことです。文書2の不開示部分は全て開示して頂けますよう願います。

また、平成30年3月15日付け事務連絡(2頁)に記載されている「『雇用保険業務に関する業務取扱要領』の51255イ(ト)」は同年10月頃に改定されています。現時点では事務連絡にて情報収集を依頼した件は検討終了し、不開示とする理由が消滅していないか確認して頂けたら幸いです。同年3月15日付け事務連絡の後に同年8月31日付け事務連絡が作成されているそうです。時期的に協議終了の連絡かもしれません。この内容も確認して頂けたら幸いです。

文書3について、理由説明書(下記第3の3(1))の記載からどのような文書が特定されたのか不明なため、意見を述べる事ができません。また、理由説明書の別表では、不開示とする部分について、例えば「労働局の受付印のうち、年月日の部分」とありますが、それ

だけでは該当部分が不開示情報に該当するとは理解できません。受付印といっても様々なケースがあり、特定個人が識別可能な場合も個人とは無関係な場合もあると考えられます。「特定の個人の氏名、住所、電話番号等」についても、公務員や代理人弁護士、立会審理に参加した参与のように氏名は開示されるべきものが含まれるのか否か判別できません。これでは、どのような部分を不開示にするのか分からないため、意見を述べることができません。

諮問庁が杜撰な理由説明書を作成提出することにより審査請求人の意見を述べる機会が奪われるのは不適切なので、特定された文書を明記し、その不開示とする部分を明確にした後に再度意見を述べる機会を与えて頂けないでしょうか。

文書4の不正需給関係疑義解釈集について、理由説明書の別表には、条文と判例箇所を除き、問内容と回答内容は不開示とするとされていますが、「不正受給防止のための調査確認を行う際の着眼点となる事項」（平成27年度（行情）答申第111号等）に該当しない部分は開示して頂けますよう願います。

文書4には「不正受給処分に係る判断基準」や「不正受給に係る考え方」も含まれていて、それらは開示されるべきものです。諮問庁にとっても「不正受給を未然に防止する」ことは望ましいことであり、そのためには「受給資格者に対する法の趣旨、給付の意義、正しい受給手続の知識を周知徹底する」ことが重要だという点については同意して頂けると思います。判断基準や考え方を理解せずに正しい受給手続を行うのは不可能なことです。

(3) 意見書2

補充理由説明書に対して、以下のとおり、追加すべき意見を提出いたします。

ア 原処分で特定された文書の件数（開示請求手数料）について

特定された文書は当初1件（200円分）としていた証拠となる平成30年9月7日付け補正依頼書のコピーを添付します（略）。余分に納付させられた手数料200円分を返還して頂けますよう願います。

イ 文書の特定について

理由説明書にて新たに特定された文書3及び文書4（本件対象文書2）について、補充理由説明書にて文書3は「平成27年特定番号」であることが明らかにされましたが、文書4については情報が追加されませんでした。恐らく文書4は「不正受給関係疑義解釈集、平成24年3月、厚生労働省職業安定局雇用保険課」だと思いますが、雇用保険以外でも“不正受給”という言葉を使うかも知れませんが、行政文書としての正式な件名、日付、文書番号等を記載して、特定され

た文書を明確にして頂けますよう願います。

「平成27年特定番号」の他に、別の「平成24年特定番号」も本件開示請求の開示対象文書に該当すると思われませんが、特定されない理由を確認して頂きたいです。

ウ 不開示部分について

(ア) 文書2の不開示部分(3頁及び4頁)について、別途の開示請求により、理由説明書の3(2)ウで主張している“国の機関等の事務について意思決定が行われる場合”は、「平成30年8月31日付け厚生労働省職業安定局雇用保険課長補佐(業務担当)名事務連絡「事業実態のない会社の代表取締役に係る受給資格決定について」」で終了していることが確認できました。また、「雇用保険業務に関する業務取扱要領」の51255イ(ト)」は、平成30年10月1日付け職発1001第6号「雇用保険業務に関する業務取扱要領」の一部改正について」により改正されています。少なくとも現時点では理由説明書の3(2)ウは解消されています。本件開示請求の時点でも混乱を生じさせるおそれがないことは審査請求書と意見書で述べたとおりです。そして、他県の労働局に開示請求を行ったところ、被保険者番号等の個人識別情報を除いた疑義照会票の内容部分を開示して頂きました。

補充理由説明書にて、個人の権利利益を害するおそれがある機微情報として“特定個人の具体的な相談内容、それに対する労働局の考え方及び本省の回答など”が記録されていると追加されました。厚生労働省の「部分開示の方法に関する判断基準(法6条関係)には個人の権利利益を害するおそれがあるものとは、“カルテ、作文等の個人の人格と密接に関連する情報や個人の未発表の研究論文等”と例示されています。

本件の疑義照会票に記載されているのは、特定個人の具体的な相談内容といってもカルテ等ではなく、労働局職員がヒアリングした内容を受給資格の疑義に係る点を中心に要約したものであり、本人の申述がそのまま記載されているわけではありませんし、労働局の考え方や本省の回答は、本件の疑義照会票の場合、数行しかないため、その内容は“受給資格決定して差し支えない”等の端的な言明で、個人の人格と関連するとは言えず、公にされても個人の権利利益を害するおそれはないものと考えられます。実際、他県では(個人識別情報を除いて)疑義照会票を開示していますし。

本件の疑義照会票も他県と同様に開示して頂けますよう願います。

(イ) 文書3は「平成27年特定番号」であることが明らかにされました。しかし決定書11頁以外の33頁分について文書名が記載され

ず、全ての文書が特定されているのか確認できません。別件の開示請求で「意見書」や「反論書」等が特定されず漏れていたことがあります。個々の文書名も記載して頂けますよう願います。

また、不開示情報該当性と個々の文書との対応関係も分別されていません。やむなく理由説明書の別表の「新たに特定した文書のうち不開示とする部分」に記載されている8項目について次のように意見します。

- a 「(1) 労働局の受付印のうち、年月日の部分」及び「(4) 特定の個人が識別できる、特定の日付が記載されている部分」については、真に特定の個人が識別できる年月日情報ならば不開示とするべきですが、実際には特定個人を識別できない年月日情報も開示されていないケースがあります。例えば公共職業安定所長が作成した意見書の作成年月日と労働局（雇用保険審査官）の受付印の年月日などは個人を識別できないため、開示されるべきです。決定書の決定年月日も開示されるべきと考えます。
- b 「(2) 特定の個人の氏名、住所、電話番号等」については、公務員や代理人弁護士、参与などが含まれているならば、開示されるべきです。
- c 「(3) 特定の個人の印影」については、決定書（原本）に押印される労働保険審査官の印や、登記官の印などは開示されるべきです。
- d 「(5) 特定の個人の被保険者番号、求職者番号及び支給番号」については、不開示とするべきと思われますが、別件の開示請求では開示されたものがあります。
- e 「(6) 特定個人の受給内容」については、開示されるべきか確信がありませんが、別件の開示請求にて、給付期間や給付金額等は開示するべきと判断されています。給付期間を同じくする者は多数いるため、給付金額は容易に算出可能なためなのかも知れません。
- f 「(7) 特定の事業場名」及び「(8) 特定の事業所の登記情報」については、決定書に係る審査請求人が役員に就任している法人や小規模なため離職した本人が識別される事業所を除き、開示されるべきです。本人が役員に就任している法人であっても、事業所の識別に関係しない登記情報は開示されるべきです。登記事項証明書の交付年月日、登記官の氏名と印、整理番号、法令に基づき職権で登記された年月日等は事業所と関係しないため、開示されるべきです。

(ウ) 文書4について、理由説明書の別表では、条文と判例箇所を除き

問内容と回答内容は不開示とするとされていて、補充理由説明書でも修正されていませんが、過去の答申「令和元年度（行情）答申第219号」では、文書4の抜粋について、“個人に関する情報に該当するとは認められない”，“事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない”として開示すべきと判断されています。本件についても同様に、個人情報に該当せず、事務遂行に支障がない情報については開示して頂けますよう願います。

第3 諮問庁の説明の要旨

理由説明書及び補充理由説明書によれば、諮問庁の説明は、おおむね以下のとおりである。

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、平成30年8月29日付けで処分庁に対し、法の規定に基づき、別紙の1に掲げる文書の開示請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁が本件対象文書1を特定し、一部開示の原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、平成30年12月27日付け（平成31年1月7日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、本件請求文書に該当する文書として新たに本件対象文書2を特定した上で、不開示部分に係る法の適用条項として法5条1号、2号イ及び6号柱書きを追加し、その余については原処分を維持することが妥当であるとする。

3 理由

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、具体的には、別表の1欄に掲げる文書1ないし文書4である。そのうち、文書3及び文書4については、本件請求文書に該当することを確認したため、諮問に当たり、新たにこれを特定した。

本件対象文書について、本件審査請求を受けて諮問庁において調査した結果、過去の労働保険審査会裁決、判例等は存在しないことを確認した。

(2) 不開示情報該当性について（別表参照）

ア 法5条1号の該当性について

特定の個人の氏名や特定の処分年月日等の個人に関する情報であって、当該情報により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）並びに特定の個人の具体的な相談内容、それに対する労働局の考え方及び本省の回答など、特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するお

それがある機微情報については、法5条1号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

イ 法5条2号イの該当性について

特定の事業所の登記事項等の情報については、開示することにより、当該事業所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 法5条5号の該当性について

国の機関等の事務について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの検討段階において作成、取得された情報であって、これを開示することにより、国民の誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある情報が記録されている部分については、法5条5号に該当し、不開示とすることが妥当である。

エ 法5条6号柱書きの該当性について

不正受給調査に係る調査手法に関する情報であって、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は不正受給等の違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ等、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報が記録されている部分については、法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書（上記第2の2（1））の中で、「文書の特定、不開示部分及び開示請求手数料の3点について不服があり、変更を求める」旨主張しているが、本件対象文書の特定については、上記（1）のとおりであり、また、不開示情報該当性については、上記（2）で述べたとおりである。

さらに、開示請求手数料については、諮問庁で調査した結果、原処分において特定された文書は、それぞれ別の行政文書ファイルとして保存されているため、2件として特定されたことを確認している。

4 結論

以上のことから、本件審査請求については、新たに本件対象文書2を特定した上で、不開示部分に係る法の適用条項として法5条1号、2号イ及び6号柱書きを追加し、その余については原処分を維持することが妥当であるものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成31年4月5日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受

- | | |
|-------------------|------------------|
| ③ 同月 15 日 | 審議 |
| ④ 令和元年 5 月 13 日 | 審査請求人から意見書 1 を收受 |
| ⑤ 同年 11 月 21 日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ 同年 12 月 6 日 | 諮問庁から補充理由説明書を收受 |
| ⑦ 同月 23 日 | 審査請求人から意見書 2 を收受 |
| ⑧ 令和 2 年 1 月 22 日 | 審議 |

第 5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象文書 1 を特定し、その一部を法 5 条 5 号に該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、他の文書の特定及び不開示部分の開示を求めている。

これに対し、諮問庁は、諮問に当たり、本件対象文書 2 を追加して特定し、その一部を法 5 条 1 号、2 号イ及び 6 号柱書きに該当するとして不開示とするとともに、本件対象文書 1 の不開示部分については、法の適用条項として同条 1 号を追加した上で、原処分を維持して不開示とすることが妥当としていることから、本件対象文書を見分又は確認した結果を踏まえ、以下、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 当審査会において、諮問庁が追加して特定すべきとしている本件対象文書 2（別表の 1 欄に掲げる文書 3 及び文書 4）の提示を受け、これを確認したところ、文書 3 は、特定の法人の代表者について雇用保険の失業等給付の受給資格が争われた事案についての京都労働局雇用保険審査官の決定書及びその審査資料であり、文書 4 は、法人の代表者に係るものも含め、雇用保険の失業等給付の不正受給があった場合等の取扱いが質疑応答形式で記載された疑義解釈集であり、いずれも、本件請求文書に該当すると認められる。
- (2) ところで、審査請求人は、意見書 1（上記第 2 の 2（2）イ）において、平成 24 年特定番号に係る京都労働局雇用保険審査官の決定書及びその審査資料（別紙の 2 に掲げる文書）等についても開示すべき旨主張していると解されるが、当審査会において本件対象文書を見分したところ、本件対象文書には、別紙の 2 に掲げる文書は含まれていないことが認められた。
- (3) そこで、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、京都労働局において別紙の 2 に掲げる文書を保有しているとのことであり、当審査会において、諮問庁から別紙の 2 に掲げる文書の提示を受けて確認したところ、文書 3 と同様、特定の法人の代表者について雇用保険の失業等給付の受給資格が争われた事案に関し、京都労働局雇用保険審査

官が作成した決定書及びその審査資料であることが認められる。

- (4) したがって、京都労働局において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当するものとして、別紙の2に掲げる文書を保有していると認められるので、これを追加して特定し、改めて開示決定等をすべきである。

また、当該文書に限らず、厚生労働省本省から情報提供されている他の都道府県労働局の雇用保険審査官が作成した決定書等についても調査の上、本件請求文書に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等すべきである。

3 不開示情報該当性について

- (1) 開示すべき部分（別表の5欄に掲げる部分）について

ア 通番1は、事業実態のない会社の代表取締役に係る受給資格決定について、京都労働局が厚生労働省本省に対して協議した文書に記載された内容の一部であるが、法5条1号に規定する個人に関する情報が記載されているとは認められない。

また、当該部分は、原処分において開示されている情報から容易に推認できる事務的な取扱いが記載されているにすぎないと認められることから、これを公にしても、国の機関内部の協議等に関し、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるものとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号及び5号のいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 通番2の25頁及び26頁部分は、特定事業場の履歴事項全部証明書の登記の電算化による移記の日付及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行による登記の日付であり、法5条1号に規定する個人に関する情報に該当するとは認められない。

また、これを公にしても、当該事業場の取引関係等の面において、同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号及び2号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 通番2の12頁及び35頁ないし37頁は、京都労働局雇用保険審査官に対し、特定公共職業安定所長又は京都労働局雇用保険審査参与から提出された意見書である。

(ア) そのうち、京都労働局雇用保険審査参与の氏名は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものに該当する。当該部分は、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日付け情報公

開に関する連絡会議申合せ)における「職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名」に該当し、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、開示することとされていることから、法5条1号ただし書イに該当すると認められる。

また、当該部分は、これを公にしても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号及び2号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(イ) その余の部分については、特定公共職業安定所長又は京都労働局雇用保険審査参与が京都労働局雇用保険審査官に対して提出した意見書の日付及び文書番号並びに同雇用保険審査官が当該意見書を受け付けた日付であり、法5条1号に規定する個人に関する情報とは認められない。また、これを公にしても、特定事業場の取引関係等の面において、その競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号及び2号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

エ 通番3は、厚生労働省雇用保険課が質疑応答形式で作成した不正受給関係疑義解釈集の記載の一部であるが、当該部分を確認したところ、個別具体の事案に関することは記載されておらず、雇用保険における時効等の取扱い、雇用保険法で定める失業等給付の受給資格に関する解釈等が記載されているにすぎないと認められる。このため、これを公にしても、京都労働局が行う雇用保険給付等に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分(別表の5欄に掲げる部分を除く部分)について

ア 通番1には、特定の個人を識別することができる情報は含まれていないものの、雇用保険の失業等給付の受給資格について、法人の代表を務める者が京都労働局に実際に相談した内容及びそれに対する厚生労働省本省の見解が具体的に記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすると、京都労働局に相談した者の関係者にとっては、相談した者を特定することが相当程度可能であり、その結果、一般的に他人に知られることを忌避すべき内容等が判明することとなることから、法5条1号本文後段に規定する特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当すると認められる。

次に、法5条1号ただし書該当性について検討すると、当該部分は、

法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 通番2は、雇用保険の失業等給付の受給資格について、法人の代表者である特定個人（以下「雇用保険請求人」という。）が京都労働局雇用保険審査官に対して審査請求した事案に関し、同雇用保険審査官が作成した決定書及びその審査資料の記載の一部である。当該部分には、雇用保険請求人である特定個人の氏名、住所、郵便番号、生年月日、年齢、電話番号及び印影、同行が行った審査請求等に関する受付日、離職日等の雇用保険の処分に係る具体的な日付及び給付金額等並びに同行が所属していた会社名等が記載されており、このような記載は、一体として雇用保険請求人に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

次に、法5条1号ただし書該当性について検討すると、これらの情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

次に、法6条2項に基づく部分開示の可否について検討すると、雇用保険請求人である特定個人の氏名、住所、郵便番号、生年月日、年齢、電話番号及び印影並びに同行が所属していた会社の名称は、個人識別部分であり、部分開示の余地はなく、その余の部分についても、これを公にすると、雇用保険請求人の関係者等一定範囲の者には、当該個人が特定されるおそれがあり、個人の権利利益を害するおそれがないとは認められないことから、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、同条2号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 通番3は、厚生労働省雇用保険課が質疑応答形式で作成した不正受給関係疑義解釈集の一部であるが、当該部分を確認したところ、雇用保険の不正受給に関する調査手法が記載されていると認められ、これを公にすると、京都労働局が行う雇用保険事務に関して、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は不正受給等の違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ等、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当し、不開示とす

ることが妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

なお、審査請求人は、審査請求書（上記第2の2（1）イ（ウ））等において、開示請求手数料の算定に関する処分庁の措置に不服がある旨主張するが、この主張については、当審査会における審査の対象とはならないものである。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書1を特定し、その一部を法5条5号に該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が、不開示とされた部分は同条1号及び5号に該当するとして不開示とすべきとし、また、本件対象文書2を追加して特定し、その一部を同条1号、2号イ及び6号柱書きに該当するとして不開示とすべきとしていることについては、別表の5欄に掲げる部分を除く部分は、同条1号及び6号柱書きに該当すると認められるので、同条2号イ及び5号について判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、別表の5欄に掲げる部分は、同条1号、2号イ、5号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであり、京都労働局において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書として別紙の2に掲げる文書を保有していると認められるので、これを追加して特定し、調査の上、更に本件請求文書に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきであると判断した。

（第3部会）

委員 高野修一，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子

別紙

1 本件請求文書

雇用保険の基本手当の受給資格に関して、法人の代表者に係る実務上の取扱が分る文書

- ・ 下記のような文書に取扱の実務が分る記載があるかと思いますが、これら以外のものでも該当するものがありましたら、それも含めて開示を願います。

例1) 通達, 業務連絡, 疑義照会, 等

- ※ 事務連絡等に, 疑義解釈集, 不正受給関係の業務取扱要領, 参考資料等が添付されている場合には, それらの資料についても確認をお願いします。

例2) 京都労働局雇用保険審査官が作成した決定書(審査資料も含めた一式)

- ※ 受給資格決定を得た後に代表者であることがばれて不正受給となったケースも含めて対象文書の開示をお願い致します。

- ※ 意見書や立会審理にて原処分庁が, 法人の代表者(代表取締役など)について

- ・「今年の3月にでた疑義解釈集に記載がある」
- ・「過去の労働保険審査会裁決によれば」
- ・「昭和61年の判例がある」

等など主張している場合にはその根拠となる資料を開示対象に含めて下さい。

- ※ 審査資料については「受給のしおり」や「パンフレット」のような公知でかつ枚数が多いものは除外したいため, 開示決定等のご連絡を下さい。

- ・ 現在, 厚生労働省のWEBで公開されている「雇用保険に関する業務取扱要領」は対象から除外して下さい。
- ・ 対象と思われる文書が特定されましたら, 不要なものは除外したいため, 文書名等を確認させて頂きたく, 電子メールで御連絡をお願い致します。

2 追加して特定すべき文書

平成24年特定番号に係る決定書及びその審査資料の全て

別表

1 対象文書			2 通 番	3 諮問庁が不開示を維持している部分又は諮問庁が新たに特定した文書のうち不開示とされている部分	4 法5条各号該当性	5 開示すべき部分
文書番号	文書名	頁				
文書1	平成30年3月20日付け京都労働局職業安定部長名事務連絡「事業実態のない会社の代表取締役に係る受給資格決定について」	1		—		
文書2	平成30年3月15日付け厚生労働省職業安定局雇用保険課長補佐（業務担当）名事務連絡「事業実態のない会社の代表取締役に係る受給資格決定について」に係る京都局から本省への協議文書	2ないし4	1	原処分において不開示とした部分	1号, 5号	3頁「労働局の考え方」欄1行目及び2行目, 4頁「労働局の考え方」欄1行目及び2行目
文書3	京都労働局雇用保険審査官が作成した決定書（審査のために収集された資料含む。）（平成27年特定番号）	5ないし48	2	労働局の受付印のうち年月日の部分, 特定の個人の氏名, 住所及び電話番号等, 特定の個人の印影, 特定の個人が識別できる特定の日付が記載されている部分, 特定の個人の被保険者番号, 求職番号及び支給番号, 特定の個人の受給内容, 特定の事業所名, 特定の事業所の登記情報	1号, 2号イ	12頁労働局の受付印のうち年月日の部分, 1行目及び2行目, 25頁「公告をする方法」, 「発行可能株式総数」, 「発行済株式の総数並びに種類及び数」及び「株式の譲渡制限に関する規定」の各欄の登記日, 26頁「登記記録に関する事項」欄の移記日, 35頁ないし37頁の1行目, 受付印のうち年月日の部分及び京

						都労働局雇用保険 審査参与氏名
文 書 4	不正受給関係疑義解 釈集	49 ない し7 0	3	疑義解釈集の問 内容及び(答) 内容(条文及び 判例箇所を除く)	6号 柱書 き	問内容及び見出し 部分全て、問1な いし問10、問1 4及び問18ない し問49の(答) 部分